

寄付金取扱規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人コーシェリ（以下「本会」）が受け入れる寄付金の取扱いについて必要な事項を定め、寄付金の適正な管理及び運用を図ることを目的とする。

第2条（定義）

この規程において「寄付金」とは、本会の目的に賛同する個人又は法人その他の団体から対価を求めることなく受け入れる金銭その他の財産をいい、次の各号のとおり区分する。

- (1) 一般寄付金：使途を特定せず本会に寄せられる寄付金
- (2) 使途指定寄付金：寄付者が本会の特定の事業又は目的を指定して寄せる寄付金
- (3) 遺贈等寄付金：遺言による遺贈又は相続財産からの寄付として受け入れる寄付金

第3条（寄付金の募集）

本会は、定款に定める目的の達成に必要な資金を得るため、常時、寄付金を募集することができる。

2 特定の事業のために期間又は目標金額を定めて寄付を募集しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を得て、募集の趣旨、目標金額、募集期間及び使途を定めるものとする。

第4条（受入れの制限）

本会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、寄付金の受入れを辞退し、又は既に受け入れた寄付金を返還することができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反する寄付であるとき
- (2) 寄付者が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者その他反社会的勢力であると認められるとき
- (3) 本会の名称若しくは信用を利用した宣伝その他対価性のある利益の提供を条件とするとき
- (4) 本会に過大な事務負担又は財政的負担を生じさせるおそれがあるとき
- (5) 使途の指定が本会の目的又は事業内容と適合しないとき
- (6) その他理事長が受入れを適当でないと判断したとき

第5条（受入れの手続）

寄付金を受け入れようとするときは、事務局が寄付申込書その他これに準ずる書面又は記録により寄付者の意思を確認し、理事長の承認を得るものとする。

2 高額の寄付金その他理事長が必要と認める寄付金については、理事会に報告し、又はその承認を得るものとする。

第6条（領収書及び寄附金受領証明書の発行）

本会は、寄付金を受け入れたときは、遅滞なく寄付者本人名義で領収書を発行する。

2 本会が認定特定非営利活動法人、もしくは、特例認定特定非営利活動法人である場合において、寄付者が税額控除等の適用を受けるために必要とするときは、次の各号に掲げる事項を記載した寄附金受領証明書を発行する。

- (1) 寄付者の氏名又は名称及び住所
- (2) 寄付金の額及び受領年月日
- (3) 本会の名称、所在地及び認定に係る通知書に記載された番号
- (4) 認定を受けた年月日
- (5) 認定特定非営利活動に係る事業に関連する寄付である旨

第7条（寄付金の管理）

寄付金は、本会の会計に関する規程に基づき、他の会計と区分して適正に経理する。

2 使途指定寄付金は、指定された使途以外に充当してはならない。ただし、当該使途に係る事業が終了し若しくは中止となったとき、又は目標金額に達しなかったときその他やむを得ない事情があるときは、あらかじめ寄付者の同意を得て、又は理事会の承認を経て、類似の目的のために使途を変更することができる。

第8条（使途変更時の公表）

前条第2項の規定により使途を変更したときは、変更後の使途及びその理由をホームページへの掲載その他の方法により速やかに公表する。

第9条（特別な便宜供与の禁止）

本会は、寄付を条件として、寄付者又はその指定する者に対し、本会の意思決定への関与その他の特別な便宜を供与してはならない。

第10条（個人情報の保護）

本会は、寄付者の氏名、住所その他の個人情報については、適正に取得し、寄付金の受入れ及び管理並びに礼状の送付、その他本会の事業に必要な範囲で利用するものとし、寄付者の同意なく第三者に提供してはならない。

第11条（遺贈等寄付）

遺贈又は相続財産からの寄付の申出があったときは、この規程を準用する。ただし、負担付遺贈、その他本会に新たな義務を生じさせるおそれのある寄付については、理事会の承認を得た上で受入れの可否を判断する。

2 高額の寄付金その他理事長が必要と認める寄付金については、理事会に報告し、又はその承認を得るものとする。

第12条（使途及び実績の報告）

本会は、寄付金の使途及び実績について、通常総会における事業報告、ホームページへの掲載その他適切な方法により、寄付者及び社会に対して報告する。

第13条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2026年9月14日から施行する。